

吹田市学校給食運営会議設置要領

(目的)

第1条 吹田市立小学校における学校給食の円滑な管理や運営を図ること及び学校給食を活用した食育の推進を図るため、吹田市学校給食運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

(意見を聴取する事項)

第2条 運営会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 学校給食の現状及び課題に関する事
- (2) 学校給食の管理及び運営に関する事
- (3) 学校給食を活用した食育の推進に関する事
- (4) その他学校給食に関する事

(構成)

第3条 運営会議は、次に掲げる者のうち、学校教育部長が選任する8人以内の者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 小学校長
- (2) 小学校栄養教諭
- (3) 保護者の代表
- (4) 吹田市教育委員会事務局の職員

(委員長)

第4条 運営会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 運営会議は、委員長が進行する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(招集)

第6条 運営会議は、随時、保健給食室長が招集する。

(検討部会の設置)

第7条 運営会議は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 運営会議の庶務は、学校教育部保健給食室において行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、運営会議の構成及び運営に関し必要な事項は、学校教育部長が定める。

附則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。